

令和4年7月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日（金） 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（12人）

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 ~~(9番) 岩坂 博行~~
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 ~~豊和~~ 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 ~~宏一~~
杉本 ~~和博~~

4. 欠席委員：農業委員（1人） 最適化推進委員（3人）

5. 議事日程

日程第1 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博
農地係長 田端 忠

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、9番委員、川辺地区推進委員、柳瀬地区推進委員2名が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年7月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、6番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は22件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第20号農地法第3条第の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字堂座、地目は田が1筆、面積は297㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1筆250,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>はい、先月の29日に柳瀬地区推進委員と両方の方にお会いしまして、話を聞いて両方とも納得の上での売買だそうです。以上報告終わります。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字城ヶ峯、井沢、村ノ上、井沢原、地目は畑が2筆、田が13筆、合計面積は21,990㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、7月5日に伺って聞いてきました。親子間の移転で記載されているとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 に対する意見について</p>

議長	次に、議案第 21 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 21 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字四浦西字尾方原及び向原、地目は田が 2 筆、合計面積は 1,560 m²です。転用目的は植林で、転用理由は周りが山林に囲まれており、鳥獣被害が多発しているため、営農意欲がわからず、今回、周りに合わせて植林を計画するものです。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について 4 番委員に報告をお願いします。
4 番委員	はい、この件につきましては、四浦地区推進委員と話をしして現地調査は私が行いました。本人の聞き取りをしたところ、現地確認でも感じましたが、道路が狭くて危険を感じるし作業が大変なので転用したいとの申し出です。よろしくお願いします。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 4 番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	次に、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番と 2 番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それ

<p>事務局</p>	<p>では、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字柳瀬字中村、地目は田が 2 筆、合計面積は 3,949 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10a 当たり 15,000 円です。</p> <p>番号 2、大字柳瀬字今村、地目は田が 1 筆、面積は 2,028 m²です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について 5 番委員に報告をお願いします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>はい、先日 2 日に受け手のほうに行ったんですが、出し手の方は後継者もなく条件が厳しい場所なので生産組合のほうで受けられるとのことでした。2 番については、再設定で今は生産組合のほうで薬草を植えられています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明と 5 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 3 番から 15 番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号 3、大字川辺字八王、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,388 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 4、大字川辺字蜻木、地目は田が 1 筆、面積は 1,501 m²です。</p>

新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。

番号5、大字川辺字南上川、地目は田が3筆、面積は5,093㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。

番号6、大字川辺字上廻、地目は田が1筆、面積は1,499㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。

番号7、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は2,041㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号8、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,997㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号9、大字川辺字上高原、地目は畑が2筆、合計面積は7,496㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号10、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,819㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号11、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,877㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号12、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,976㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。

番号13、大字川辺字下七折及び七折、地目は畑が4筆、合計面積は4,151㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借

<p>議長</p>	<p>料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 14、大字川辺字七折、地目は畑が 1 筆、面積は 498 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 15、大字川辺字佐土原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 724 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、所有権移転について審議いたします。それでは、1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>所有権移転について説明します。</p> <p>番号 1、大字川辺字実、地目は畑が 2 筆、合計面積は 7,445 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 10 a 当たり 200,000 円です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
<p>川辺地区推進委員</p>	<p>はい、7 月 1 日に会長と現地確認に行っています。ここは、現況と地目が違うところですが、土地の条件としてはちょっと悪いところですので、出し手が栗を植えたいという話をされたので、受け手が隣の土地になるので、後のことを考えて土地を売ってほしいと相談されて話が成立し、ここに上がってます。内容にも問題ありません。以上で</p>

	す。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
2 番委員	現状は普通畑かな。
川辺地区推進委員	いや、ここは開田した時のまま残っている。
深水地区推進委員	そこは、自分たちで交換しているところが多く、交換した土地を返してほしいと言ったが返さないと言われ、どうすることも出来ないところがあるとのこと。栗を植えたいとの話ですが、交換しているので栗苗の補助金を受けられなかったので売るようにしたとのことでした。
議長	水田を引いたときに便利替えをしているところが結構あるのですが、開田した後に畑にして一人で頑張っていたが何を作っていいかわからなくなっていたため、隣の畑の方と話を合意したということです。単価は 10a 当たり 200,000 円となっていますが開田した土地になっているのでこのようになっているそうです。
議長	他にご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの場合)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議長	次に、議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番

	<p>について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。</p>
	<p>番号 1、大字川辺字上高原、南上川、八王、蜻木、上廻、地目は畑が 7 筆、田が 7 筆、合計面積は 27,687 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は畑が 10 a 当たり 5,000 円、田が 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字下七折及び七折、地目は畑が 5 筆、合計面積は 4,649 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字佐土原、地目は畑が2筆、合計面積は724㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 8月10日(水)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時24分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年7月8日

相良村農業委員会

署名委員 6番 _____ (印)

署名委員 7番 _____ (印)